

# 国土強靱化地域計画の策定について

平成28年9月1日

青 森 県

# 1. 国土強靱化について

## (1) 国土強靱化基本法の概要

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法  
(平成25年12月11日公布・施行)

### ① 目 的

大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりの推進に関し、**国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。**

### ② 基本理念

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、明確な目標の下に、**大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について、現状の評価を行うことを通じて、国土強靱化に関する施策を策定し、これを国の計画に定める。**

### ③ 地方公共団体の責務

基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の**地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を有する。**

# 1. 国土強靱化について

## (2) 国土強靱化基本計画（国）の基本的考え方

### ○ 国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）

国土強靱化に係る**国の他の計画の指針**となるべきもの

### ○ 基本目標等

◆ 狭い意味での「防災」の範囲を超えて国土政策・産業政策も含めた総合的な対応

◆ いかなる災害が発生しようとも

① **人命の保護**が最大限図られること

② 国家及び社会の**重要な機能が致命的な障害を受けず維持**されること

③ 国民の財産及び公共施設に係る**被害の最小化**

④ **迅速な復旧復興**

を**基本目標**として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」を推進

◆ 災害時でも**機能不全に陥らない社会経済システム**を平時から確保

# 1. 国土強靱化について

## (3) 国土強靱化基本計画（国）の基本方針

- **事前防災及び減災その他迅速な復旧復興、国際競争力の向上等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり**について、東日本大震災など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、**以下の基本方針に基づき推進**
  
- **国土強靱化の基本方針**
  - ◆ ハード対策とソフト対策の適切な組合せ
  
  - ◆ 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携・役割分担
  
  - ◆ 平時にも有効に活用される対策
  
  - ◆ 既存の社会資本の有効な活用 …ほか

# 1. 国土強靱化について

## (4) 国土強靱化地域計画（都道府県等）の概要

- 国土強靱化**基本法に基づき都道府県・市町村が策定**する計画
- **国土強靱化の観点**から、地方公共団体における**様々な分野の計画等の指針**となるもの
- **国土利用や経済社会システムの強靱性**に着目し、**地域をいかなる自然災害等**が起ころうとも**対応できる体質・構造に**変革していく視点から策定
- 具体の作業手順としては、**目標を明確化し、主たるリスクと強靱化すべき分野を特定**して、その**脆弱性の評価**を行った上で、これに基づき**対策を検討**
- それぞれの地域が直面する様々な大規模自然災害の**リスクの影響の大きさや緊急度**等を踏まえ、**施策の重点化・優先順位付け**を行いながら策定
- **国の国土強靱化基本計画との調和**を図ることが必要

## 2. 青森県国土強靱化地域計画の策定について

### (1) 本県における地域計画策定の趣旨

#### ○ 計画策定の趣旨

- ◆ 本県においては、「**みんなでつくる安全・安心な青森県**」をめざし、「**災害や危機に強い人づくり、地域づくり**」に係る取組を進めてきたほか、本県独自の取組である「**防災公共**」を進めてきたところ

**国土強靱化の考え方は、こうした取組と軌を一にするもの**

- ◆ 「**命と暮らしを守る青森県**」をめざし、**県民の命を守ることを最優先**に、大規模自然災害が発生しても、**機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくり**を推進するため、計画を策定するもの

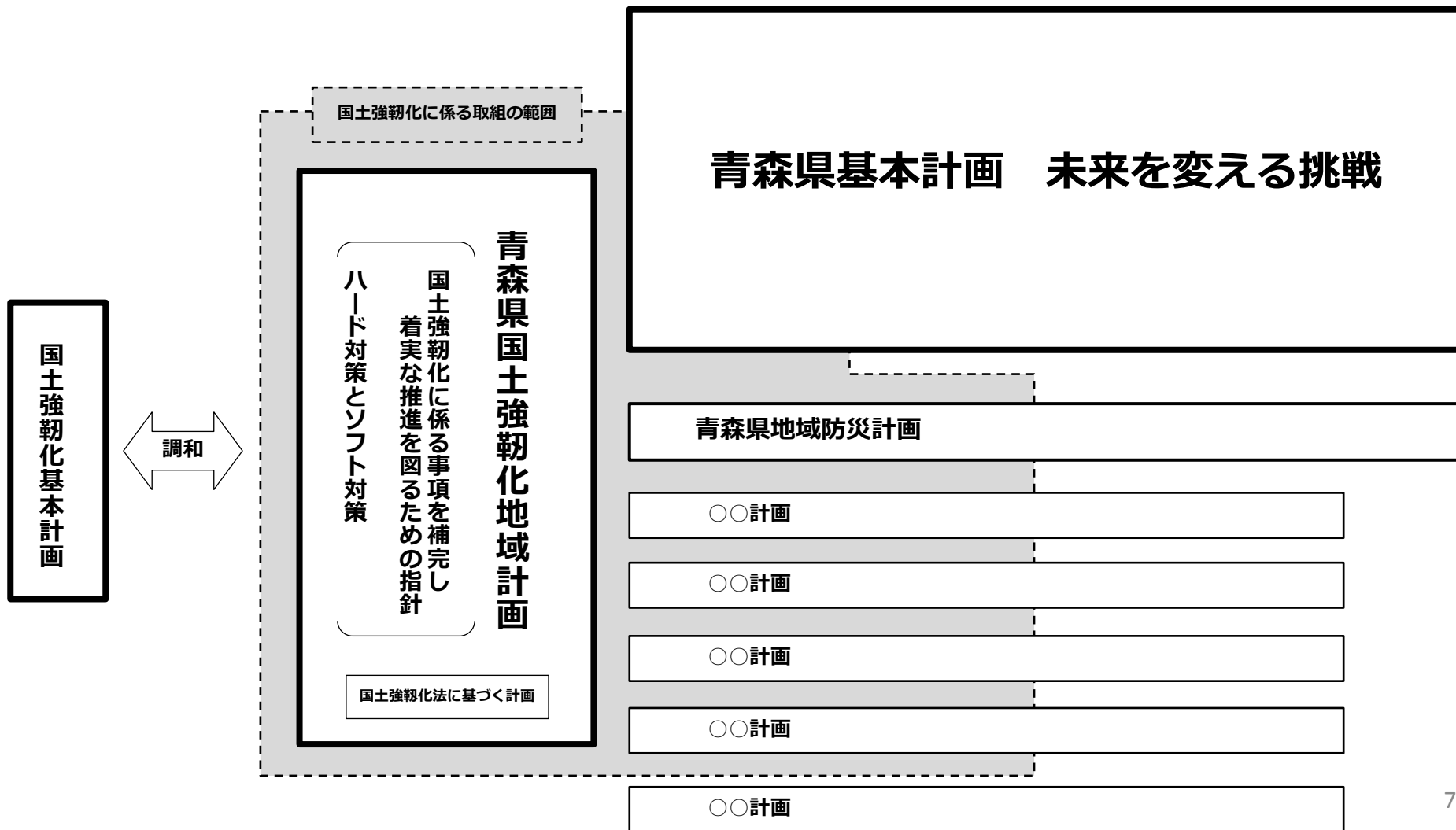
- ◆ 計画に基づく施策の取組を通じて、脆弱性を克服するとともに、強みをさらに磨き上げ、本県の魅力のより一層の向上につなげていくもの

#### ○ 計画の対象とするリスク（案）

**二次災害を含む大規模自然災害を想定**

## 2. 青森県国土強靱化地域計画の策定について

### (2) 地域計画の位置付け (イメージ)



## 2. 青森県国土強靱化地域計画の策定について

### (4) 検討組織体制

#### ○ 庁内検討組織

- ◆ 全庁的な連携体制を構築するため、知事を本部長とする「青森県国土強靱化地域計画**策定本部**」を設置
- ◆ 具体的な策定作業に向けて、本部の下部組織として「**作業部会**」を設置

#### ○ 有識者からの意見聴取

様々な分野の関係者から幅広い意見を聴取するため、学識経験者等で構成される「青森県国土強靱化地域計画策定**有識者会議**」を設置（予定）



## 2. 青森県国土強靱化地域計画の策定について

### (5) スケジュール（現時点の想定）

	9月	10月	11月	～ 平成29年度のできるだけ早い時期
検討開始	第1回 本部会議			
骨子案		第1回 有識者会議		
検討案	脆弱性評価 → 取組方策検討			
素案			第2回 有識者会議	第2回 本部会議 第3回 有識者会議 パブリックコメント
最終案				第4回 有識者会議 第3回 本部会議 決定